

第36回津地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和3年7月6日（火）午後1時30分から午後4時まで

2 開催場所

津地方裁判所大会議室

3 出席者

【委員】

伊藤稔、岩上真人、小川秀幸、小松武士、竹内浩史、村田華、村田雄介、吉田望実、吉村典晃（委員長）（五十音順、敬称略）

【説明者】

民事首席書記官、津簡易裁判所庶務課長

【事務担当者】

事務局長、事務局次長、総務課長、総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会

(2) 所長挨拶

(3) 委員挨拶、自己紹介

(4) 前回（第35回）提出された意見についての報告

前回委員会（「裁判所における新型コロナウイルス感染防止対策について～裁判員裁判を中心として～」をテーマとして開催）においての意見「裁判員候補者の方に事前に送付する案内書面について、法廷等の写真や図を取り入れることで、具体的な感染対策のイメージを持つことができ、安心に繋がるのではないか。」に基づき、案内書面にアクリルパネルを設置した法廷の写真を加えた上で、感染対策の説明を「1時間に1度、10分程度窓を開放して換気をしている」等のように具体的な記載とする改善を行った旨を報告した。

(5) 意見交換「利用しやすい裁判所のあり方について～簡易裁判所の手続を題材

として～」

【説明者（津簡易裁判所庶務課長）】

簡易裁判所で取り扱う「民事調停」、「民事訴訟」、「少額訴訟」、「支払督促」の4つの手続について、特徴を説明した上で、窓口での手続案内の流れ（①来庁者から事情を伺う。②パンフレットに基づいて4つの手続の特徴を説明する。③来庁者が選択した手続について、更に説明を加えた上で、申立書書式等を交付する。手続案内に要する時間は概ね20分から30分程度。）を説明した。

【説明者（民事首席書記官）】

窓口への来庁を望まない利用者も想定されるところ、簡易裁判所の民事手続の利用を検討されている方から電話での問合せがなされた際に、裁判所ウェブサイトにアクセスしていただき、手続案内の画面を見ていただきながら電話で案内する方法について説明した。

【A委員】

手続案内の件数は、どの程度か。

【説明者（津簡易裁判所庶務課長）】

統計数値は持ち合わせていないため、感覚的な回答となるが、津簡易裁判所においては、1日当たり、多くて5件程度である。

【B委員】

新型コロナウイルスの影響により、手続案内の件数の増減はあるのか。また、リモートで行うこととは検討されているのか。

【説明者（津簡易裁判所庶務課長）】

先程と同様に、手続案内の統計数値は持ち合わせていないため、不明である。ただし、申立件数について、令和元年と令和2年を比較すると、訴訟、支払督促については約2割程度減少しており、調停は微増している。訴訟については、令和3年は、更に2割程度減少している。

【C委員】

地方裁判所の手続ではないが、成年後見人を務める機会があることから、家庭裁判所の家事事件のウェブサイトを見る機会がある。手続によっては、書式や必要な印紙、切手の額を見つけることができないこともあった。

【委員長】

ウェブサイトにすべての書式を網羅して掲載することは難しいが、特にニーズが高い書式があるようであれば、家裁にも意見を伝えていただきたい。

【D 委員】

一般の方は、法廷での裁判のイメージは持っていると思われるが、その他の手続については、認知されていないように思う。広報活動を、より積極的に行うべきである。

【E 委員】

パンフレット自体は良くできているが、裁判所では、一般の方には馴染みのない「支払督促」等の特殊な言葉が多いので、少なくとも、ふりがなを振るべきではないか。先程の説明では、20分から30分程度で、案内をしているとのことであったが、手続の内容を理解することは難しいため、実際には、1時間や2時間程度かかることもあるのではないか。

【A 委員】

私も良くできたパンフレットだとは思うが、分かっている人が作成したパンフレットを使って、分かっている人が説明をすることから、分からぬ人にとつて理解できる説明をすることは非常に難しいのではないかという印象を持った。

【委員長】

分からぬ方に対しても、きちんと理解ができる説明方法を検討すべきであるという御提言として受け止めさせていただく。

【説明者（津簡易裁判所庶務課長）】

手続案内に、1時間や2時間といった長時間を要することはない。最終的に

手続を選択するのは、あくまでも窓口へ来庁された方御自身であるが、手続の特徴を踏まえ、主張や立証が困難と思われる案件については、訴訟ではなく、調停の申立てを促すことも行っている。また、窓口で、手続の選択に迷うようであれば、持ち帰って自宅で検討していただくようにしている。

【C委員】

紛争を抱えた場合に、自治体の相談窓口を利用する方は多いよう思うが、裁判所に訪れる方は少ないのでないかと思う。紛争を抱えている方を10とすると、そのうち裁判所に来られる方は1もいないのではないかという印象である。

【委員長】

御指摘のとおり、最初に訪れる窓口は、必ずしも裁判所ではないと思われる。裁判所を知つていただくための広報のあり方にも関連する御意見である。県内の自治体にはパンフレットを送付し、配布していただくよう依頼しているところであるが、より実効性のある広報の方法についても御意見をいただきたい。

【D委員】

ウェブ上で申立てをすることのできる仕組みがあれば、利用者は増えるのではないか。特に、若い世代には、スマホでの申立てを可能とすることが有効である。

【委員長】

裁判所においては、IT化を進めており、民事訴訟の一部の手続をウェブ会議の方法で実施しているところであるが、現行法上、手続を開始する申立てについては、一部を除いて、ウェブで行うことはできない。御指摘はごもっともあると思われるので、是非、ニーズを伝えていただきたい。

【D委員】

庁舎の一角にカフェテラスのような場を開設し、裁判所の情報を得ることのできる場として広く誰でも利用できるように開放してはいかがか。

【委員長】

実現は困難であると思われるが、裁判所の庁舎内においても、広報の工夫の余地があることは、念頭に置きたい。

【B 委員】

裁判所に親しんでもらうという観点から、学生を対象とした法廷の見学会等は実施されていると思うが、対象を社会人にも広げると良いのではないか。

【委員長】

広報は非常に重要であると認識している。コロナ禍前は、裁判所にお越しいただく広報が中心であったが、新型コロナ感染症の拡大状況を踏まえながら、どのような方法で広報企画を実施するかは難しい課題である。今年5月の憲法週間においては、当庁ウェブサイトにクイズを掲載し、全問正解者には賞状を贈るという企画を行った。楽しみながら裁判所の役割に理解を深めていただくものであり、10月の法の日週間においても、ウェブサイトを活用した広報を実施することを検討している。

では、裁判所にお越しいただかず、電話でウェブサイトを見ながら手続案内を行うという方法について、実際の活用には至ってはいないが、ニーズがあるようを感じられたか。

【F 委員】

率直な感想として、電話やウェブサイトよりも、直接、裁判所の窓口に行きたいと思った。ウェブサイトは、自身で適切な情報にたどり着くことが難しく、窓口の方が安心感がある。フローチャートが示されたパンフレットは、予備知識がないと理解できないように感じたが、パンフレット「初めて簡易裁判所を利用される方のために」は比較的に分かりやすいと思う。委員会の冒頭で説明していただいた内容で手続をイメージすることができた。しかし、同じ説明を電話でしていただいたとしても、イメージすることは難しいよう思う。

【A 委員】

コロナ禍においては、リモートでできるようにする工夫は必要だと思う。様々な事情により、通常の開庁時間に窓口を訪れる事のできない方もいると思われる所以、自治体等がしているように、夜間や土日祝日等に窓口業務を行うサービスがあるとありがたい。

【委員長】

実現のためには、検討すべき課題が多いが、御指摘は念頭に置いておきたい。

【G 委員】

電話とウェブサイトを併用するやり方自体は良いが、そもそも電話をかけてこられる方は、インターネットを利用する事が少ないうるに思われるし、スマホしかお持ちでない方は、ウェブサイトを見ながら電話をする事ができないことから、実際に活用できる場面は少ないうるに思う。

パンフレット自体は分かりやすい。重要なのは、パンフレットを活用して、どのような説明をするかであり、研修等を実施して、個々の職員の説明能力を向上させ、どの職員でも上手に説明することができるようすべきである。

【委員長】

異なった視点から御意見をいただき、ありがたい。今後、どのように説明能力を向上させていくかについて検討したい。

続いて、より大きなテーマとして、裁判所はどのような広報を行うべきかの点について御意見をいただきたい。

【E 委員】

県庁や市役所で、裁判所のパンフレットを目にした記憶が思い浮かばない。パンフレットは小さいため、持ち運びには適しているのかもしれないが、大きくしないと目に留まらないのではないか。

【D 委員】

パンフレットの設置だけでは広報の効果は乏しい。調停協会は、裁判所近隣の会議場やデパートで広報活動を行っている。外部に出向いて広報を行うこと

も考えられるし、夏祭りや津まつり等の機会にブースを設置して広報を行ってはいかがか。

【委員長】

裁判員裁判については、積極的に、職場や会合に出向いて出前講義を行っている。外部に出向く出前型の広報についても実施を検討していきたい。

【B 委員】

県議会は、有料で、議会や条例の仕組みを説明したアニメを制作し、テレビ放映している。テレビであれば、特に高齢者層に有効な広報手段だと思われる。

これまで手続の当事者として、裁判所に関わったことはないが、そもそも裁判所が広報をする目的は何か。

【委員長】

裁判所には、必要とされた時に司法サービスを提供することが求められています。本来、裁判所を利用すべき方が、裁判所で何ができるかを理解できなかったために、利用できないのは問題であると言える。そうしないためにも、紛争を抱えたときに裁判所で利用することのできる手続を、予め知っていただく必要があると考えている。

【E 委員】

弁護士会では、いじめ問題対策、主権者教育、法教育の3つを広報の軸としている。教育現場においては、一定の需要があるため、教育委員会に連絡すると、各学校から講師派遣の依頼がなされることが多い。

【F 委員】

ここ数年、高校では、社会科教育の一環として、選挙を取り上げることが多くなっており、相対的に裁判を取り上げることが少なくなっている。裁判所は、多くの方にとっては、訪れる機会のない場所であると思われるが、紛争を抱えた際の1つの選択肢として、裁判手続を知っておくべきであると改めて認識した。

【A 委員】

商工会議所や消費者協会等を通じて、企業への広報を働きかけることも考えられるのではないか。

【C 委員】

裁判は、入口の段階で、費用がかかるというイメージがある。多額の費用を要するものではないというイメージが広がれば、利用者の増加に繋がるのではないか。

【委員長】

御指摘のとおり、費用面に不安を感じる方もいらっしゃると思われるため、手続費用についても広報すると共に、法テラスを御利用いただくことも考えられる。法テラスとの連携についても検討していく必要がある。

委員の皆様からの御意見を参考にさせていただき、今後、更に工夫を重ねていくこととしたい。

(7) 次回意見交換のテーマ

「刑事裁判における犯罪被害者への配慮について」

(8) 次回開催日時

令和4年1月25日（火）午後1時30分